司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成27年６月５日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成27年６月15日

さいたま地方法務局長　弘瀬　　晃

記

氏名　上遠野武臣
所属する司法書士会　埼玉司法書士会
登録番号　埼玉第1442号
事務所の所在地　埼玉県川越市中原町二丁目19番地１川越パーク・ファミリア1012号室
違反行為　補助者の監督責任等

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第３号の規定に基づき、平成27年６月４日から司法書士業務の禁止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成27年６月15日

大阪法務局長　冨田　一彦

記

氏名　馬場　悦郎
所属する司法書士会　大阪司法書士会
登録番号　大阪第3752号
事務所の所在地　大阪府高槻市下田部町二丁目53番１号
違反行為　業務外行為

解散命令公告

別表の左欄に掲げる農業協同組合は、その所在が知れず、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第95条の３第１項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成27年６月15日

農林水産大臣　林　　芳正

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
全日本アンゴラ農業協同組合 東京都新宿区歌舞伎町753番地	農業協同組合法第95条の２第２号の規定に基づき解散を命ずる。

（教示）

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に農林水産大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

二　この処分について訴訟により取消しを求めるときは、この処分のあったことを知った日から６ヶ月以内に、国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から６ヶ月以内であっても、この処分の日から１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。また、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から６ヶ月を経過したとき又は当該決定の日から１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。

鉱業法第142条の規定による公告

経済産業省公告第10号

次に掲げる鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消通知を送達することができないので、鉱業法第142条の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の町役場に下記のとおり通知の内容を掲示した。

⑴　登録番号　沖縄県採掘権登録第165号　鉱業権者　沖縄県島尻郡久米島町字真我里157番地　株式会社譜久里産業

⑵　登録番号　沖縄県採掘権登録第175号　鉱業権者　沖縄県島尻郡久米島町字真我里157番地　株式会社譜久里産業

記

１　処分の内容
鉱業法第55条の規定による鉱業権の取消し

２　処分の日
平成27年５月14日

平成27年６月15日

内閣府沖縄総合事務局長

無縁墳墓等改葬公告

一般国道497号伊万里道路25－１工区（白野・永山地区）工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申出ください。

なお、期日までにお申出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成27年６月15日

国土交通省九州地方整備局長　金尾　健司

１　墳墓等所在地　佐賀県伊万里市大坪町字東犬川甲1748番

１　墳墓等の名称　永山墓地

１　死亡者の本籍及び氏名

①本籍　不詳　氏名　不詳
②本籍　不詳　氏名　釋貞芳信士　松尾政七子　右吉　明治十二年　八月廿六日
③本籍　不詳　氏名　不詳
④本籍　不詳　氏名　不詳
⑤本籍　不詳　氏名　不詳
⑥本籍　不詳　氏名　不詳
⑦本籍　不詳　氏名　釋明圓信士　安政四巳年四月廿四日　松尾安兵衞
⑧本籍　不詳　氏名　釋了教信女　明治二十六年己　旧正月十一日　松尾安兵衞　妻　チヨウ
⑨本籍　不詳　氏名　釋尼妙浄　文政五午年九月〇日　彌平妻
⑩本籍　不詳　氏名　不詳
⑪本籍　不詳　氏名　釋尼妙〇　文政五午年八月〇日　俗名　伊平衞ノ妻
⑫本籍　不詳　氏名　不詳
⑬本籍　不詳　氏名　釋尼妙順　文政〇〇年十月初三日　弥平〇母
⑭本籍　不詳　氏名　釈道喜　〇〇十二亥六月十七日　永士　又左門
⑮本籍　不詳　氏名　法名　釈教西　天明四辰七月十六日　安兵衞
⑯本籍　不詳　氏名　向西童子　明治八年亥七月十日　俗名　市太郎・釋教西童子　文政三辰二月廿九日　俗名　乙次郎
⑰本籍　不詳　氏名　不詳
⑱本籍　不詳　氏名　釋元道位　安政五午四月十六日　伊平次子　乙三〇
⑲本籍　不詳　氏名　歸元釈〇心　文化八子天四月十二日　覚〇エ門

１　改葬を行おうとする者　佐賀県伊万里市大坪町甲1733番地８　永山墓地管理組合長　前田正明

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第４００４５号
札幌市中央区南２条西２丁目12番地
申立人　札幌中央信用組合
本籍北海道札幌市中央区南13条西９丁目100番地、最後の住所札幌市北区篠路10条３丁目３番27号、死亡の場所北海道札幌市東区、死亡年月日平成26年10月３日、出生の場所北海道岩見沢市、出生年月日昭和21年７月11日、職業会社役員
被相続人　亡　久末　忠雄
事務所札幌市中央区南１条西10丁目４番167南一条法務税務センター９階　桶谷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　椎木　仁美
札幌家庭裁判所

平成２７年（家）第５２号
札幌市厚別区大谷地東４丁目１番１－708号
申立人　加藤　淳司
申立人代理人弁護士　石川　和弘
同　千場　智美
本籍北海道稚内市大黒２丁目５番、最後の住所北海道稚内市大黒２丁目５番26号、死亡の場所北海道稚内市、死亡年月日平成27年２月13日、出生の場所北海道稚内市、出生年月日昭和30年７月23日、職業自営業
被相続人　亡　加藤　敏彦
北海道稚内市大黒３丁目５番８号マキノ第３ビル３階
相続財産管理人　河田　裕行
旭川家庭裁判所稚内支部

平成２７年（家）第４２５号
札幌市中央区大通西14丁目１番地
申立人　北海道信用保証協会
本籍北海道釧路市美原２丁目32番、最後の住所釧路市美原２丁目32番７号、死亡の場所北海道釧路市、死亡年月日平成25年６月24日、出生の場所富山県婦負郡倉垣村、出生年月日昭和14年４月９日、職業会社役員
被相続人　亡　石割　清正
事務所釧路市南大通２丁目２番16号　壁屋ビル２階　釧路ぬさまい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤川　拓也
釧路家庭裁判所